

労務通信

2016.3月号

厚労省が「厚生年金加入状況」について 緊急調査を実施へ



◆発端は「平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果

厚生労働省が昨年 12 月 25 日に公表した国民年金被保険者実態調査の「参考：厚生年金保険の適用にかかる粗い推計」にて、国民年金第 1 号被保険者の就業状況を基に、厚生年金の適用の可能性がある者が、法人で約 180 万人、個人経営の事業所で約 20 万人、合計約 200 万人程度いることが、初めて具体的に示されました。

20～30 代の若年層の割合が高かったことから、将来、低年金・無年金に陥る可能性があるとして問題視されることとなりました。

◆厚生年金加入指導はより厳しく？

現在、加入指導は、国土交通省と厚生労働省が取り組む建設業の社会保険加入促進や算定基礎届の提出時期に行われる年金事務所の定時決定時調査、国税庁から提供を受けたデータに基づくものなどにより行われています。指導により適用事業所となった事業所数も、平成 24 年度約 8,000 件、25 年度 1 万 9,099 件、26 年度 3 万 9,704 件と増加しています。27 年も 4 月から 11 月末までの間に 6 万 3,000 事業所が加入指導、適用を受けています。

今後は、3 月頃に国税庁から法人番号を添えた法人情報の提供を受け、約 79 万事業所に調査票を送付し、従業員数や労働時間等を確認して実態把握に当たるとしています（2 月 5 日衆議院予算委員会塩崎厚生労働大臣答弁）。

◆パートの適用漏れは特に注意

各種報道に限らず、未加入事業所に厳しい姿勢で臨むべきとの声があります。今年 1 月 26 日の安倍首相の国会答弁では「厚生年金等に加入していないことをもって事業所名を公表する考えはない」としていますが、今年 10 月からの一部のパート労働者等への社会保険適用拡大もあり、適正に加入させているかがより厳密に調査される可能性があります。

年金事務所の定時決定時調査では、適用要件を満たすパート等の加入漏れが多く指摘されていることから、自社の加入状況を確認し、不安があれば社会保険労務士に相談することをお勧めします。



マイナンバーの取得・管理・保管について、当事務所がサポートいたします。

法改正情報

◆雇用継続給付の申請の取扱が変更されました（平成 28 年 2 月 16 日より）。

平成 28 年 1 月以降、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）の申請にあたって、事業主を通じて個人番号を提出する場合、事業主は「代理人」となり、ハローワークにおいて①代理権、②代理人の身元、③本人の個人番号の確認を行うこととされていましたが、法改正により **平成 28 年 2 月 16 日より、雇用継続給付の申請は原則として、事業主を経由することとなりました。**

これにより、雇用継続給付の申請を行う事業主は、番号法上「個人番号関係事務実施者」として取扱われ、従業員の個人番号確認や身元（実在）確認を行うこととなり、ハローワークへ代理権の確認書類や個人番号確認書類の提出は不要となりました。（詳細は、下記リーフレットを参照。）

◎雇用継続給付の申請を行う事業主等の皆さまへ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000111929.pdf>

◆協会けんぽの保険料率が改正されます（平成 28 年 3 月分<4 月納付分>より）。

協会けんぽより、平成 28 年度の健康保険料率及び介護保険料率が発表されました。本年 3 月分（4 月納付分）より適用されます。広島県の保険料率は、健康保険料率が現行から 0.01%引き上げられ、**10.04%**、介護保険料率は現行と同率の **1.58%**となります。各都道府県の保険料率は以下のページをご参照ください。

◎協会けんぽホームページ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g3/cat330/sb3130/h28/280203>

◆健康保険・船員保険の標準報酬月額の上限が改定されます（平成 28 年 4 月分より）。

平成 28 年 4 月より、健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級（47 級）の上に新たに 3 等級が追加され、上限が引き上げられます。

改定前

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上



改定後

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上 1,235,000 円未満
第 48 級	1,270,000 円	1,235,000 円以上 1,295,000 円未満
第 49 級	1,330,000 円	1,295,000 円以上 1,355,000 円未満
第 50 級	1,390,000 円	1,355,000 円以上

改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象事業主に対して、4 月中に管轄年金事務所より「標準報酬改定通知書」が送付される予定です。（※改定に関する事業主からの届出は不要です。）